

コンビニでも市税及び使用料が納められるようになります。

市税・使用料について、現在納付ができる各金融機関に加え平成24年4月から、コンビニエンスストアで納めることができるようになり、休日や夜間も手数料なしで納めることができるようになります。



コンビニで納められる市税及び使用料など

平成24年4月以降に発行されるバーコード印字のある納付書

- ・市県民税（普通徴収分）
- ・水道使用料
- ・固定資産税
- ・下水道使用料
- ・軽自動車税
- ・有線放送使用料
- ・国民健康保険税（普通徴収分）
- ・住宅使用料
- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・保育料



サンプル納付書

バーコード

お問い合わせ先 曾於市役所 税務課 納税管理係 ☎ 0986-76-8804